

	日程5 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明：公開	
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：	
配布資料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	15	飯島 優子
	17	伊藤 弘子
	18	栗原 健次

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2023年第1回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員15名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p>
議長	<p>次に、報告事項でございますが、本日の報告はありません。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案2件 日程2 議案第2号、農地法第4条（知事）、1議案1件 日程3 議案第3号、農地法第5条（知事）、1議案8件 日程4 議案第4号、租税特別措置法適格者証明、1議案3件 日程5 議案第5号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明、1議案1件</p> <p>となります。</p> <p>なお、日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）、申請番号2番及び3番は議案書発送後に取下げがありましたので欠番となります。議案書から削除をお願いいたします。</p> <p>次に、日程2、議案第2号、農地法第4条（知事）の申請番号2番は議案書送付前に取下げがありましたので欠番となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により、議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号15番飯島優子委員、17番伊藤弘子委員、18番 栗原健次委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。</p>
議長	<p>それでは、議事にはいります。</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号1番、4番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条（委員会）について許可申請が2件ありました</p>

ので、審議を求めます。

議案書1頁をご覧ください。申請番号1番、所有権移転。詳細は議案書のとおりに。申請理由は世帯内の贈与です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁、申請番号4番、解除条件付き賃貸借権設定。詳細は議案書のとおりに。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。申請法人はつくば市で農業経営を開始していることから、つくば市農業委員会に経営状況を確認したところ、約9,000㎡の農地を賃借しているとのことですが、賃借が行われたのは令和4年9月とまだ間もないことと、つくば市から提供のあった現地写真では耕作の形跡が見られませんでした。また、春日部市での営農に必要な農機具はこれから整える予定とのことから、確実に農業を行えるかどうか確認がとれません。このことから、農地法第3条第2項第1号、全部効率利用の要件に該当しないと考えます。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員に報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号1番について議席番号6番池上茂委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号1番について報告いたします。令和5年1月11日に、水口農業委員、石井推進委員、横川推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。

次に、申請人が富多地区に保有する農地についてですが、担当地区推進委員から事務局を経由して問題がないことをうかがっております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長	次に、申請番号4番について、議席番号15番飯島優子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。
委員	担当推進委員に代わりまして、申請番号4番について報告いたします。令和5年1月13日に、齋藤会長、濱野推進委員、遠藤推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、増富の2筆、新方袋の6筆、合計8筆については全て稲刈りの跡があり、適正に管理され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、申請地については問題なし、と意見を述べ、報告といたします。なお、保有農地はつくば市なので確認しておりません。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号9番横井貞夫委員より申請番号1番、4番の事前審査の報告を求めます。
委員	はじめに、議案第1号、申請番号1番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。さらなる各委員の審議を求めます。
	次に、申請番号4番について事前審査の報告をします。事務局の説明にもありましたとおり、申請法人は、つくば市で営農を開始しておりますが、農地の賃借が行われたのは令和4年9月とまだ間もなく、つくば市から提供のあった現地写真では耕作の形跡が見られませんでした。また、春日部での営農に必要な農機具はこれから整える予定とのことであり、農機具の保管場所が不明であることなどから、確実に農業を行えるか確認がとれません。従って、申請法人に対して春日部市での営農計画について聴き取り等を行い、聴き取りの結果を元に、審議を再開するのが望ましいと考えます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号3番市川大倫です。申請法人について、いつ設立されたか、など詳しく説明をお願いします。
事務局	申請法人は春日部市内に所在地を置いています。設立は令和4年7月で、主な事業内容は農畜産物の生産・加工・販売や農業経営者の人材育成、との

ことでございます。

委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号4番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。よって、申請番号4番と、申請番号1番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号4番を事前審査の報告のとおり、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号4番を継続審議と決しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。

議長 次に、申請番号1番を原案のとおり、許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号1番を許可と決しました。

議長 次に、日程2、議案第2号、農地法第4条(知事)を議題としたいと思いますが、議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号1番と、日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)の申請番号2番については、同じ申請人による同一目的の転用申請案件となりますので、日程を変更し、併せて審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第4条（知事）申請番号1番と、議案第3号、農地法第5条（知事）の申請番号2番を議題といたします。会議規則第19条第3項により議案第2号、申請番号1番及び議案第3号、申請番号2番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条（知事）、の申請番号1番、及び議案第3号、農地法第5条（知事）の申請番号2番については、同じ申請人による同一目的の転用申請案件ですので併せて説明いたします。まず、議案書3頁をご覧ください。議案第2号、農地法第4条（知事）、申請番号1番。詳細は議案書のとおり。次に、議案書4頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条（知事）、申請番号2番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場の新設です。申請地の隣地にある特別養護老人ホームから従業員用の駐車場が5台程度不足しており、駐車場を増設したいとの要望があったことから、この2つの申請案件の農地3筆、合計面積931㎡を転用し、32台分の駐車場を設置する計画です。転用後は、今まで賃借していた駐車場を解約するとのことですが、今まで賃借していた駐車場は、平成30年5月に今回駐車場を必要としている特別養護老人ホームに賃借するために、4条許可で農地を駐車場に転用した土地であり、それを解約して新たに駐車場設置に至る理由が不明確なため、申請人に理由がわかるものの書類の提出を求めています。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。10頁の駐車場部分が議案第2号、申請番号1番の、道路接続部分が議案第3号、申請番号2番の申請地となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、浸透性舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、議案第2号、申請番号1番について、議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号1番及び第5条申請番号2番について一括して報告いたします。令和5年1月10日に、小川職務代理、石川推進委員、小川優推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は問題なかったものの、保有農地の一部に残土のようなものが積まれておりました。事務局が指導したところ、残土は撤去されたことが確認できました。このようなことから問題は無くなり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保</p>

されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号9番横井貞夫委員より議案第2号、申請番号1番、及び議案第3号、申請番号2番の事前審査の報告を求めます。

委員 第4条申請番号1番、及び第5条申請番号2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。しかし、事務局の説明にもありました通り、駐車場を要望している法人は、農地転用後、今まで賃借をしていた駐車場を解約するとのことですが、解約に至る理由が不明確なため、駐車場を新設する必要性の確認が取れません。以上のことから事前審査委員4人の合議により不許可相当と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第2号、申請番号1番、及び議案第3号、申請番号2番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第4条(知事)、申請番号1番、議案第3号、農地法第5条(知事)、申請番号2番を不許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長 次に、日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号1番、及び3番から8番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条(知事)について、先ほど審議いただいた申請番号2番を除き、許可申請が7件ありましたので、審議を求めます。議案書4頁をご覧ください。

はじめに、申請番号1番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人

は衣料用繊維品等の輸出入販売等を営んでおり、転用計画は、法人が使用する駐車場の新設です。申請農地近隣に作業場を設置しましたが、作業場に駐車場が無い場合、新設する計画です。しかし、法人が許可申請する際に必要な申請法人の法人定款の添付がなく、代理人に提出を求めているところです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されておらず代理人に提出を求めているところです。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。周辺は道路に囲まれています。被害防除措置はありません。雨水は、砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号3番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区の同意書が添付されています。資金計画については、金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書5頁、申請番号4番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人はとびや外構工事の個人事業を営んでおり、転用計画は、資材置場の設置です。今まで野田市に資材置場を賃借し、事業で発生した木くず、コンクリガラ、残土等を置いて使用してきましたが、土地の所有者から令和5年2月末までに返却するよう求められたこと、資材の盗難やゴミの置き去りに苦慮していること、事業実績が上がっていることを踏まえ、事務所に比較的近い場所に資材置場を新設したいと考え、申請に至ったものです。申請地には、事業で発生した木くずや残土等を置く、とのことで、現在賃借している資材置場は返還する、とのことです。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として、単管パイプの柵の設置および盛り土を行います。雨水は、再生砕石敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で

金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号5番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自家用車用の駐車場の増設です。今まで申請農地に隣接する非農地に、自家用車4台を駐車していましたが、来訪者用の駐車場が不足したため、駐車場を増設したいと考え、申請に至ったものです。申請地には、自家用車車両4台を駐車するほか、ガレージを1棟設置する、とのことですが、現在使用している駐車場の許可後の利用状況の確認が取れないため、代理人に利用状況が説明できるものの提出を求めているところです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側で、既存の駐車場に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号6番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事で、申請地は以前から水田として耕作されていましたが、地盤が軟弱なためトラクターが潜ってしまい、作業効率が悪いことから、対策として土を盛り、陸田として耕作するために、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。改良後は、米を作付けする計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁から23頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、申請地14筆のうち13筆については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が、もう1筆については地区除外証明書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書6頁、申請番号7番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人はリサイクル業を営んでおり、転用計画は駐車場の新設です。現在は市内に駐車場を賃借し、使用していますが、土地の所有者から返還を求められていること、また今後の事業拡大及び業務をスムーズに行うため、駐車場を新設する、とのこと、既存の駐車場は農地転用後、返却するとのこと

ですが、現在使用している駐車場の状況を示す書類に不足があり、代理人に確認を求めているところです。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号8番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人はリサイクル業を営んでおり、転用計画は駐車場の新設です。春日部市内での需要の増加に対応するため、茨城県の支店を縮小し、支店にあった車両を春日部市に移す拠点に置くため、駐車場を新設する、とのことですが、現在使用している駐車場の状況を示す書類の添付がないため、代理人に提出を求めているところです。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、申請番号6番について、議席番号17番伊藤弘子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号6番について報告いたします。令和5年1月12日に、横井農業委員、古谷推進委員、事務局職員1名、及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査を行いました。申請人保有農地のうち、2筆の農地に建物があり、倉庫のような使われ方をしているのが発見されました。調査後、事務局に確認したところ、この建物に関する許可申請及び届出は出ていない、とのことから農地法第2条の2で定められた農地としての適正な利用がされていないことが確認できたため、問題あり、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番水口健二委員より申請番号1番、及び3番から8番について事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに申請番号3番から5番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。現地調査の結果、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。申請にも問題はないこと、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

続きまして、申請番号1番について、事前審査の報告をします。現地調査の結果、申請農地については、問題はありませんでしたが、事務局から説明のあったとおり、法人の定款等の必要書類が添付されておらず、申請書類に不備のある状況であります。以上のことから、事前審査委員4人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

続きまして、申請番号6番について事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地に農地法の許可を得ていない建物があり、問題あり、との報告がありました。事務局より申請代理人を通して、該当地の是正を指導したところ、是正の意志を示したそうです。事前審査の現地調査時には、一部の建物は既に撤去されていましたが、まだ是正は完了していませんでした。従って、保有農地の是正が完了した後、審議を再開すべきと考えます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議、とすることと決しました。

続きまして、申請番号7番について事前審査の報告をします。現地調査の結果、申請農地については、問題はありませんでしたが、事務局からの説明のあったとおり、現在使用している駐車場の状況を示す書類に不足があり、現在の駐車場の状況の確認が取れません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、現在使用している駐車場の状況を十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

続きまして、申請番号8番について事前審査の報告をします。現地調査の結果、申請農地については問題ありませんでしたが、事務局からの説明のあったとおり、現在使用している駐車場の状況を示す書類に不足があり、現在の駐車場の状況の確認が取れません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、現在使用している駐車場の状況を十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員

議席番号3番市川大倫です。事前審査委員の報告のうち、申請番号6番に

	<p>については継続審議、との報告がありました。第5条申請で継続審議があり得るのかどうか説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号6番は申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めることになっておりますが、その場合は、農地法施行規則第32条の規定に基づき、県に送付する期間を最大80日取れることとなっております。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>ほかにございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号1番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。次に、申請番号6番について、事前審査委員より継続審議とすべき、と報告がありました。次に、申請番号7番、8番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号1番、次に申請番号6番、その次に申請番号7番、8番、その次に申請番号3番から5番を別々に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号1番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり、継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号6番</p>

を継続審議と決しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。

次に、申請番号7番、8番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号7番、8番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、申請番号3番から5番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号3番から5番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長 次に日程4 議案第4号、租税特別措置法適格者証明を議題としたいと思いますが、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号1番と、日程5、議案第5号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明の申請番号1番については、同じ申請人による同一農地に対する証明申請案件となりますので、日程を変更し、併せて審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議案第4号、租税特別措置法適格者証明の申請番号1番、議案第5号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明の申請番号1番を議題といたします。会議規則第19条第3項により議案第4号、申請番号1番及び議案第5号、申請番号1番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号1番について、審議を求めます。議案書7頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。

はじめに、議案書7頁、議案第4号、申請番号1番、詳細は議案書のとおり。案内図は29頁から30頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。

申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。

次に、議案第5号、引き続き特定貸付を行っている旨の証明について証明願が1件あったので、審議を求めます。議案書の12頁をご覧ください。

この証明は、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人が、その適用を受ける農地のうち、市街化区域外に所在するものの全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のための貸付を行っていることを証明するものです。

今回の申請は、先ほど説明した議案第4号、申請番号1番の申請者が相続税の納税猶予を受けている農地を、申請者の息子が経営する法人に農地中間管理事業を活用して貸付けを行っているので、農地が適正に管理されていることを証明するものです。

議案書12頁、申請番号1番、詳細は議案書のとおり。案内図は29頁から30頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は特例農地に係る特定貸付けの継続申請です。申請理由は、相続税の納税猶予を受けた申請農地を引き続き貸付けを行っていることの証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。

議長

次に、議案第4号、申請番号1番、及び議案第5号、申請番号1番について、議席番号14番大塚房男委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

本案件は、議案第5号、申請番号1番と同じ申請人による同一農地に対する申請案件となるため、担当推進委員に代わり、一括して報告いたします。
令和5年1月17日に、新井農業委員、野村推進委員、田口推進委員と私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告いたします

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番上原美子委員より議案第4号、申請番号1番、及び議案第5号、申請番号1番の事前審査の報告を求めます。

委員

議案第4号、申請番号1番、及び議案第5号、申請番号1番については事務局説明のとおり、同じ申請人による同一農地に対する申請案件となるた

め、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明することと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号、申請番号1番、及び議案第5号、申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号1番、議案第5号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明の申請番号1番について証明書を発行することと決しました。

議長

次に議案第4号、租税特別措置法適格者証明の申請番号2番、3番を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により、申請番号2番、3番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第4号、租税特別措置法適格者証明の申請番号2番、3番について審議を求めます。議案書10頁、申請番号2番。詳細は議案書のとおり。案内図は31頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は新規に適用を受けるための申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請人は既に農業経営を開始しており、年間従事日数は80日、今後も農業経営を行うとのことです。

次に、申請番号3番、詳細は議案書のとおり。案内図は32頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は新規に適用を受けるための申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請人は既に農業経営を開始しており、年間従事日数は200日、今後も農業経営を行うとのことです。

議長

次に、申請番号2番について議席番号3番市川大倫委員より担当推進委員

	に代わり報告を求めます。
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号2番について報告いたします。令和5年1月10日に、上原農業委員、遠藤推進委員、大塚推進委員と私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。</p> <p>以上のことから問題なし、と意見を述べ報告といたします</p>
議長	次に、申請番号3番について議席番号6番池上茂委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号3番について、報告いたします。令和5年1月11日に、水口農業委員、横川推進委員、石井推進委員と私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告といたします。</p>
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番上原美子委員より申請番号2番、3番の事前審査の報告を求めます。
委員	<p>申請番号2番、3番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番、3番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号2番、3番について証明書を発行することと決しました。

議長

次に、
日程6 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」
日程7 報告第2号「農地法第4条（届出）」
日程8 報告第3号「農地法第5条（届出）」
日程9 報告第4号「農地法第5条買受適格者証明（届出）」
日程10 報告第5号「農地法第18条（通知）」
日程11 報告第6号「農地法第4条（知事）（取下願）」
日程12 報告第7号「農地法第5条（知事）（取下願）」
日程13 報告第8号「違反転用事案報告」
につきましては、議案書の15頁から29頁にお示しのとおりです。
以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

（事務局から次回総会開催日及び次回事前審査開催時間の変更を連絡）

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2023年第1回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時08分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番